

那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha券売機の購入
に関する制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名：那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha券売機の購入
- (2) 数量：1台
- (3) 納入場所：那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha（那覇市字上間549-1）
- (4) 仕様：別添「仕様書」のとおり
- (5) 納品・設置期限：令和7年6月30日
納品・設置については、設定作業などを行い、使用可能な状態にすること。
- (6) 導入機器の他、仕様書に示されている、各種費用（搬送、設置、設定等の経費）を全て含めて入札に臨むこと。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 令和6.7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿の「業種1事務機、用紙類、文具類、OA機器」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 令和6年4月1日において、引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、

- かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (6) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
- ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 那覇市内に本店又は支店等を有していること。
- (9) 別添「仕様書」に示した物品を納入できるものであること。

3 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、(様式1)「入札参加申請書」を提出すること。

なお、公告に定める日までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) (様式1) 入札参加申請書
- (2) (様式2) 同等品確認申請書
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

5 申請方法

- (1) 申請期限 **令和7年5月13日(火) 午後3時まで**
- (2) 申請先 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha
- (3) 申請方法

① 登録業者

(様式1)「入札参加申請書」をメールにて申請し、**期限までに(5/13 必着) 原本**を郵送又は入札時に持参すること。メール送信後は、必ず那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaへ確認の電話をすること。

6 入札の日時など

- (1) 日時 令和7年5月15日(木) 午前10時00分
- (2) 場所 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha 会議室
(那覇市字上間549-1)

(3) 入札時提出書類

- ア 入札書(本市様式)
- イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

(4) 入札書の記載方法

入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上とする。ただし、那覇市契約規則第8条の第1項各号に該当する場合は免除とする。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条の第1項各号に該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaにメールにて提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和7年5月8日(木) 午後3時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年5月12日(月) 午後3時までに、ホームページに回答を掲載する。

12 同等品の確認方法・回答

(1) 同等品確認の方法

同等品確認申請書に内容を記載し、仕様に適合する同等品であることが確認できるカタログ等の写しを添えて、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaにメールにて提出すること。メール送信後、必ずメール送信した旨、確認の電話をすること。

同等品確認申請書は、全て基準品であっても提出すること。

(2) 提出期限

令和7年5月8日(木) 午後3時まで

(3) 同等品確認に対する回答

令和7年5月12日(月) 午後3時までに、同等品確認申請書を提出した業者に対し、メールにて回答をする。

お問い合わせ先

那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha

担当：森田、島袋

TEL：098-917-3314 FAX：098-836-3355

メール：e-s-syo220@city.naha.lg.jp